別記様式第１

消防法令適合通知書交付申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （消防長又は消防署長）　殿  申請者  住所  氏名　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　連絡先    下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。  記  １　名称（届出住宅の名称）  ２　所在地（届出住宅の所在地）  ３　届出住宅に関する事項等  （１）面積   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出住宅が存する防火対象物の延べ面積（㎡） | 届出住宅部分の床面積（㎡） | 宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計（㎡） | |  |  |  |   （２）その他の事項  　　□　住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第１項第２号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない    ４　申請理由  　□　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の規定による届出  　□　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第４項の規定による届出 | |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
|  |  |

備考 １　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　 ２　該当する場合は、□にチェックを入れること。

３　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項又は第４項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

４　※印の欄は、記入しないこと。

**消防法令適合通知書交付申請（住宅宿泊事業法）に必要な書類**

①　消防法令適合通知書交付申請書

②　建物付近の案内図（主要道路から分かりやすく）

③　建築図面の写し（平面図、断面図、立面図）

④　消防設備図

（自動火災報知設備・消火器４型以上・防炎カーテン、防炎じゅうたんなどを平面図の中に記載する事。）

⑤　建物の所有者がわかる資料（例、登記簿謄本、資産証明の写し）

　　　※　賃貸の場合は、賃貸契約書の写し

　　　※　消防法令適合通知書交付申請書の申請者と建物の所有者が違う場合は、間柄を示す書類

⑥　住宅宿泊事業届出書　の写し　⇒　記載要領は保健所にて確認し、記入してください。

⑦　防火管理者選任（解任）届出書　の写し

⑧　消防計画作成（変更）届出書　の写し

⑨　防災管理者の選任（解任）届出書　の写し

⑩　（防災）消防計画作成（変更）届出書　の写し

⑪　自衛消防組織設置（変更）届出書　の写し

⑫　危険物・少量危険物等、消防法に基づく届出及び建築基準法に基づく用途変更の届出等に該当する場合は、各種届出書等の写しを追加で添付していただくことがあります。

⑬　消防用設備等点検結果報告書のかがみ及び点検総括表　の写し（既設建物の場合）

⑭　マンション管理規約

※宿泊事業が禁止されていないか。また、禁止されていない場合でも管理組合で禁止の方針がないか確認できるもの。

※事前に管理組合等と相談するようお願いします。

※その他、申請内容によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

　※　2部作成し　　提出するようお願いします。

**注意事項**

・　カーテン、じゅうたん等は防炎製品を使用し、「防炎」の表示が貼付されていること。

・　既設の住宅、建築物等を旅館、簡易宿泊所等にした場合、新たに消防用設備の設置が必要となる場合が多くあります。事前相談の際には、平面図・延べ面積など可能な限り詳細な資料を準備してお問い合わせください。

　　※なお、消防用設備は専門的な知識が必要となる為、可能な限り建築士、消防設備士を伴ってご相談ください。

・　既存建物の用途変更に伴い、建築基準法に定める用途変更の申請が必要になる場合があります。

・　申請に基づく検査の際、不良と判定された箇所がある場合、是正されるまで適合通知書の交付はできません。

　　　　　　　※　消防本部へ来署する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

　　　　　予防課直通　　０９８０－５１－６２２２